

趣旨ノ説明ヲ終リマス、何卒御審査ヲ御願ヒ致シマス。

昭和二十年三月七日會議議案

昭和二十年三月七日	議案
第三十	二番
勅令第百十一	号

農商省官制中改正ノ件

参照添附

勅令第 號

農商省官制中左ノ通改正ス

第一條中「物價一般」ヲ削ル

第三條中「物價局」ヲ「資材局」ニ改ム

第四條中「農林畜水産業ノ經營ニ必要

ナル物資(肥料、飼料及纖維工業品ヲ除ク)

ノ配給及消費並ニ油脂」ヲ「並ニ物價統制」

ニ改ム

第五條中「耕地」ヲ「耕地並ニ」ニ改メ、「肥料(化學肥料)ニ付テハ其ノ生産數量、配給及消費)並ニ飼料」ヲ削ル

第十條 資材局ニ於テハ肥料(化學肥料)

ニ付テハ其ノ生産數量、配給及消費)飼料其ノ他ノ農林畜水産業ノ經營ニ必

卷二

要ナル物資(纖維工業品ヲ除ク)及油脂
ニ關スル事務ヲ掌ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

参照

○農商省官制

昭和十八年
勅令第八百三十一號

第一條 農商大臣ハ農林畜水產物、飲食料品、纖維工業品主トシテ國民生活ノ用ニ供スル其
ノ他ノ工業品及此ノ等ノ生産ニ必要ナル專
用物品ノ生産、配給及消費、物價一般、農山漁家、
商一般並ニ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ管
理ス

第三條 農商省ニ左ノ七局ヲ置ク

總務局

農政局

山林局

水産局

纖維局

生活物資局

物價局 資材局

第四條 總務局ニ於テハ物資ノ生産配給及消費ノ綜合計畫ノ設定其ノ他重要政策ノ綜合調整、農林畜水産業ノ經營ニ必要ナル物資(肥料、飼料及纖維工業品ヲ除ク)ノ配給及消費並ニ油脂並ニ物價統制ニ關スル事務ヲ掌ル

卷二

第五條 農政局ニ於テハ農事及農産物、畜産及畜産物、耕地、耕地並ニ農業保險及家畜保險、肥料(化學肥料ニ付テハ其ノ生産數量配給及消費)並ニ飼料ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 物價局ニ於テハ物價並ニ日用品(衣料品及農林畜水産物ヲ除ク)ノ生産配給及消費ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 資材局ニ於テハ肥料(化學肥料ニ付テハ其ノ生産數量配給及消費)飼料其ノ他ノ農林畜水産業ノ經營ニ必要ナル物資(纖維工業

品ヲ除ク及油脂ニ關スル事務ヲ掌ル
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參考)

農商省 官制抄

第九條 生活物資局ニ於テハ、飲食料品、度量衡及計量竝ニ他ノ主管ニ
屬スルモノヲ除クノ外、商工業及工業品ニ關スル事務ヲ掌ル

農商省官制改正説明書

農商省官制改正ノ要點ハ

(一) 第一條ヨリ「物價一般」ヲ削リ農商大臣ノ管理スル事務ノ一部ニ付
改正スルコト。

(二) 物價局ヲ廢止スルコト

(三) 新ニ資材局ヲ設置スルコト

ノ三點ニシテ其ノ改正ノ理由次ノ如シ

一 管理事務ノ改正

今般戰時物價政策ノ強力ナル遂行ヲ期スル爲物價一般ニ關スル事務ハ
之ヲ内閣總理大臣ノ管理スル綜合計費局ニ於テ主掌スルコトト爲ル

ト下野聯シテ農商大臣ノ管理事務中ヨリ物價一般ニ關スル事務ヲ削除
セントスルモノナリ

二 物價局ノ廢止

物價一般ニ關スル事務ノ内閣移管ニ伴ヒ物價局ハ之ヲ廢止シ其ノ管掌
事務ノ中所管物資ノ物價統制ニ關スル事務ハ之ヲ總務局ニ、日用品ニ
關スル事務ハ之ヲ生活物資局ニ夫々移管セントスルモノナリ

三 資材局ノ設置

食糧其ノ他重要農林畜水産物ノ増産ヲ確保スル爲ニハ農林畜水産物
務ノ確保増強ト共ニ肥料、飼料、農機具、農藥劑等農林畜水産物ノ
經營ニ必要ナル物資ノ確保ヲ期スルコト最モ重要ニシテ資材ニ關スル

行政ノ強力且適確ナル運営ヲ期スル爲現在總務局及農政局ニ於テ分掌
シ居ル農林畜水産物資材並ニ之ト密接ナル關聯ヲ有スル油脂ニ關スル
事務ヲ統合シ新ニ資材局ヲ設置セントスルモノナリ

資材局ニ於テ管掌スル事項概ネ左ノ如シ

(イ) 肥料（化學肥料ニ付テハ其ノ生産數量、配給及消費）ニ關スル事項

(ロ) 飼料ニ關スル事項

(ハ) 農機具、農藥劑、農工品、漁網網等ニ關スル事項

(ニ) 油脂ニ關スル事項

(ウ) 前各號ノ物資ノ生産ニ必要ナル其ノ他ノ資材、輸送力等ノ確保ニ關
スル事項

昭和二十年三月七日會議案

昭和二十年三月七日
勅令第三百十三號

農商省要員局臨時設置制

参照添附